

長崎市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後					変 更 前				
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 略 2. 中心市街地の位置及び区域 略 3. 中心市街地の活性化の目標 略 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 法に定める特別の措置に関連する事業 略 (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業 略 (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業					1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 略 2. 中心市街地の位置及び区域 略 3. 中心市街地の活性化の目標 略 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 法に定める特別の措置に関連する事業 略 (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業 略 (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(3) に移設</u>					【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業 【内容】 第一種市街地再開発事業による商業・住宅・業務施設・駐車場の整備を行う 位置：新大工町及び伊勢町 面積：A=約0.7ha 【実施時期】 平成25年度～令和4年度	新大工町地区市街地再開発組合	中心市街地の商業地である新大工町地区において、地区の核となる商業施設の再整備と併せて、住宅、業務施設、駐車場施設等を一体的に整備することで、賑わい再生を図る。 商業の活性化、回遊性の向上、定住人口の増加による賑わいの創出及び業務施設床の整備による雇用の創出に寄与し、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [国土交通省] 【実施時期】 令和2～4年度	
【事業名】 新市庁舎建設事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 新市庁舎建設事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(3) に移設</u>					【事業名】 浜町地区市街地再開発事業 【内容】 浜市商店街振興組合のエリアにおいて、まちづくり方針に基づく第一種市街地再開発事業等による商業・住宅・駐車場等の整備を行う 【実施時期】 平成26年度～	民間事業者	浜市商店街振興組合が位置する浜町地区は、まちぶらプロジェクトにおけるまちなか軸にあって中核を占める存在であるため、商業施設等の再整備による魅力向上により、まちなか全体の賑わい再生につなげる。 浜町地区の商業機能を更新することで、まちなか全体への集客を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [国土交通省] 【実施時期】 令和2～6年度	

【事業名】 唐人屋敷顕在化事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(3)へ移設</u>				
【事業名】 銅座川プロムナード整備 事業(街路) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 都市計画道路新地町稲田 町線街路整備事業[出島・ 南山手地区] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 市道籠町稲田町1号線電 線共同溝整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 公共下水道事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 都市計画道路大黒町恵美 須町線街路整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 都市計画道路片淵線(新大 工工区)街路整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 J R長崎本線連続立体交 差事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

【事業名】 唐人屋敷顕在化事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 長崎駅周辺土地区画整理 事業 【内容】 新幹線などの鉄道施設の 受け皿及び道路や広場な どの都市基盤施設の整備 を行う 位置：尾上町ほか 面積：A=19.2ha 【実施時期】 平成21年度～令和5年度	長崎市	連続立体交差事業により移転 される車両基地の跡地等を活用 して、新幹線、在来線といった 鉄道施設の受け皿を整備すると 共に、道路や交通広場などの基 盤整備により、土地利用の転 換・有効活用を図ることを目的 として土地区画整理事業を行 う。 国際観光都市長崎の玄関口に 相応しい都市拠点を形成し、快 適な回遊拠点、交通環境の改善 などを基本に整備を行うこと は、まちなかのにぎわいの創出 と回遊性の向上、商業・業務機 能の集積促進に寄与することか ら、中心市街地の活性化に必要 な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備 総合交付金(道 路事業(区画)) [国土交通省] 【実施時期】 令和2～5年度	(略)
【事業名】 銅座川プロムナード整備 事業(街路) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 都市計画道路新地町稲田 町線街路整備事業[出島・ 南山手地区] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 市道籠町稲田町1号線電 線共同溝整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 公共下水道事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 都市計画道路大黒町恵美 須町線街路整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 都市計画道路片淵線(新大 工工区)街路整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 J R長崎本線連続立体交 差事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業</p> <p>【内容】 第一種市街地再開発事業による商業・住宅・業務施設・駐車場の整備を行う 位置：新大工町及び伊勢町 面積：A=約0.7ha</p> <p>【実施時期】 平成25年度～令和4年度</p>	新大工町地区市街地再開発組合	<p>中心市街地の商業地である新大工町地区において、地区の核となる商業施設の再整備と併せて、住宅、業務施設、駐車場施設等を一体的に整備することで、賑わい再生を図る。</p> <p>商業の活性化、回遊性の向上、定住人口の増加による賑わいの創出及び業務施設床の整備による雇用の創出に寄与し、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 令和2～4年度</p>	
<p>【事業名】 浜町地区市街地再開発事業</p> <p>【内容】 浜市商店街振興組合のエリアにおいて、まちづくり方針に基づく第一種市街地再開発事業等による商業・住宅・駐車場の整備を行う</p> <p>【実施時期】 平成26年度～</p>	民間事業者	<p>浜市商店街振興組合が位置する浜町地区は、まちぶらプロジェクトにおけるまちなか軸にあって中核を占める存在であるため、商業施設等の再整備による魅力向上により、まちなか全体の賑わい再生につなげる。</p> <p>浜町地区の商業機能を更新することで、まちなか全体への集客を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 令和2～6年度</p>	
<p>【事業名】 長崎駅周辺土地区画整理事業</p> <p>【内容】 新幹線などの鉄道施設の受け皿及び道路や広場などの都市基盤施設の整備を行う 位置：尾上町ほか 面積：A=19.2ha</p> <p>【実施時期】 平成21年度～令和5年度</p>	長崎市	<p>連続立体交差事業により移転される車両基地の跡地等を活用して、新幹線、在来線といった鉄道施設の受け皿を整備すると共に、道路や交通広場などの基盤整備により、土地利用の転換・有効活用を図ることを目的として土地区画整理事業を行う。</p> <p>国際観光都市長崎の玄関口に相応しい都市拠点を形成し、快適な回遊拠点、交通環境の改善などを基本に整備を行うことは、まちなかのにぎわいの創出と回遊性の向上、商業・業務機能の集積促進に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（道路事業（区画）） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 令和2～5年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(2) ②からの移設</u>				
<u>(2) ②からの移設</u>				
<u>(2) ②からの移設</u>				

<p>【事業名】 新大工歩道橋整備事業</p> <p>【内容】 新大工町地区市街地再開発事業の地区内に歩道橋を整備する 位置：新大工町及び伊勢町</p> <p>【実施時期】 平成30年度～令和4年度</p>	長崎市	<p>新大工町地区市街地再開発事業を契機とした地区の活性化により、歩行者が増加することから、歩行者の安全性の確保、及び再開発ビルのエレベータ施設と連携したバリアフリー化を図るため、歩道橋の再整備を行う。安全で快適な歩行空間の形成及び利便性の向上に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 都市構造再編 集中支援事業 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 令和2～4年度</p>			(4)からの移設					
<p>【事業名】 新市庁舎周辺道路整備事業</p> <p>【内容】 新市庁舎建設に伴い、周辺の道路のバスベイ整備や拡幅整備等を行う 位置：桜町ほか</p> <p>【実施時期】 平成30年度～令和4年度</p>	長崎市	<p>新市庁舎建設にあわせて周辺道路の整備を行うことにより、公共交通機関へのアクセス向上、歩行者の安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上が図られることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 都市構造再編 集中支援事業 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 令和2～4年度</p>			(4)からの移設					
<p>【事業名】 岩原川周辺環境整備事業</p> <p>【内容】 都市下水路とその両側に接する道路を一体的に整備し、賑わいのある空間づくりを行う 位置：五島町恵美須町1号線ほか</p> <p>【実施時期】 平成25年度～令和4年度</p>	長崎市	<p>長崎駅周辺とまちなかを結ぶ水辺沿いの歩行者動線として、水と緑と賑わいのある空間を整備する。 まちなかの賑わいを創出し、魅力や回遊性の向上に寄与することが見込まれるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 都市構造再編 集中支援事業 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 令和3～4年度</p>			(4)からの移設					
<p>【事業名】 まちなか回遊路整備事業</p> <p>【内容】 歩いて楽しいまちにするための回遊路の整備を行う 位置：興善町風頭町1号線ほか</p> <p>【実施時期】 平成25年度～令和4年度</p>	長崎市	<p>歴史・文化・観光・商業など長崎固有の多様な魅力が詰まったまちなかを歩いて楽しいまちにするため、歩きやすさを確保しながら、まちの特徴に合わせた景観等に配慮した回遊路を整備する。 中心市街地全体の魅力及び賑わいの創出に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 都市構造再編 集中支援事業 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 令和3～4年度</p>			(4)からの移設					

<p>【事業名】 まちなみ整備事業</p> <p>【内容】 町家等の維持・保全及び復元への助成を行い、まちなみ整備を推進する</p> <p>【実施時期】 平成25年度～令和4年度</p>	長崎市	<p>長崎の和風の文化を色濃く残す中島川・寺町地区において、長崎独自の「和」の雰囲気を感じられるまちづくりのため、町家の維持・保全等に対して助成する。</p> <p>地域の魅力向上による観光振興が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 都市構造再編 集中支援事業 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 令和2～4年度</p>			(4)からの移設					
<p>【事業名】 都市計画道路長崎駅中央通り線街路整備事業</p> <p>【内容】 長崎駅周辺地区における幹線道路網の形成を図るため、既存道路の拡幅改良を行う(L=60m) 位置：尾上町ほか</p> <p>【実施時期】 平成26年度～令和2年度</p>	長崎市	<p>都市計画道路長崎駅中央通り線は、国道と長崎駅周辺地区、浦上川線を結ぶ幹線道路であり、交通渋滞の緩和や長崎駅周辺の回遊性の向上に寄与する事業である。</p> <p>国際観光都市長崎の玄関口に相応しい都市拠点を形成し、快適な回遊拠点、交通環境の改善などを基本に整備を行うことは、まちなかの賑わいの創出と回遊性の向上、商業・業務機能の集積促進に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 都市構造再編 集中支援事業 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 令和2年度</p>			(4)からの移設					
<p>【事業名】 都市計画道路長崎駅東通り線街路整備事業</p> <p>【内容】 長崎駅周辺地区における幹線道路網の形成を図るため、既存道路の拡幅改良を行う(L=40m) 位置：幸町ほか</p> <p>【実施時期】 令和元～4年度</p>	長崎市	<p>都市計画道路長崎駅東通り線は、国道やトランジットモール線と長崎駅周辺地区を結ぶ幹線道路であり、交通渋滞の緩和や駅周辺の回遊性の向上に寄与する事業である。</p> <p>国際観光都市長崎の玄関口に相応しい都市拠点を形成し、快適な回遊拠点、交通環境の改善などを基本に整備を行うことは、まちなかの賑わいの創出と回遊性の向上、商業・業務機能の集積促進に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 都市構造再編 集中支援事業 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 令和2～4年度</p>			(4)からの移設					
<p>【事業名】 長崎駅周辺地区整備事業</p> <p>【内容】 長崎駅周辺再整備事業により創出された賑わいを周辺地区へ波及させるため、交通結節機能の強化や案内板等の整備を行う 位置：尾上町ほか 面積：A=31ha</p>	長崎市	<p>新たに建設される新幹線・在来線の駅舎の周辺において、周辺地域や2次交通の乗り場へ来訪者をスムーズに誘導するためのサインや歩行支援施設等の整備を行う。</p> <p>国際観光都市長崎の玄関口に相応しい都市拠点を形成し、快適な回遊拠点、交通環境の改善などを基本に整備を行うことは、まちなかの賑わいの創出と回遊性の向上、商業・業務機能</p>	<p>【措置の内容】 都市構造再編 集中支援事業 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 令和2～3年度</p>			(4)からの移設					

【実施時期】 平成30年度～令和3年度		の集積促進に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【事業名】 旧長崎英国領事館保存整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 伝統的建造物群保存地区保存整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 文化財保存整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 旧グラバー住宅保存整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 旧オルト住宅保存整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 出島和蘭商館跡復元事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 東山手・南山手地区魅力向上事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(3) へ移設</u>				
<u>(3) へ移設</u>				

【事業名】 旧長崎英国領事館保存整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 伝統的建造物群保存地区保存整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 文化財保存整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 旧グラバー住宅保存整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 旧オルト住宅保存整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 出島和蘭商館跡復元事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 東山手・南山手地区魅力向上事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新大工歩道橋整備事業 【内容】 新大工町地区市街地再開発事業の地区内に歩道橋を整備する 位置：新大工町及び伊勢町 【実施時期】 平成30年度～令和4年度	長崎市	新大工町地区市街地再開発事業を契機とした地区の活性化により、歩行者が増加することから、歩行者の安全性の確保、及び再開発ビルのエレベータ施設と連携したバリアフリー化を図るため、歩道橋の再整備を行う。安全で快適な歩行空間の形成及び利便性の向上に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【事業名】 新市庁舎周辺道路整備事業 【内容】 新市庁舎建設に伴い、周辺の道路のバスベイ整備や拡幅整備等を行う	長崎市	新市庁舎建設にあわせて周辺道路の整備を行うことにより、公共交通機関へのアクセス向上、歩行者の安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上が図られることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

					位置：桜町ほか				
(3) ～移設					【実施時期】 平成 30 年度～令和 4 年度 【事業名】 岩原川周辺環境整備事業 【内容】 都市下水路とその両側に接する道路を一体的に整備し、賑わいのある空間づくりを行う 位置：五島町恵美須町 1 号線ほか 【実施時期】 平成 25 年度～令和 4 年度	長崎市	長崎駅周辺とまちなかを結ぶ水辺沿いの歩行者動線として、水と緑と賑わいのある空間を整備する。 まちなかの賑わいを創出し、魅力や回遊性の向上に寄与することが見込まれるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
(3) ～移設					【事業名】 まちなか回遊路整備事業 【内容】 歩いて楽しいまちにするための回遊路の整備を行う 位置：興善町風頭町 1 号線ほか 【実施時期】 平成 25 年度～令和 4 年度	長崎市	歴史・文化・観光・商業など長崎固有の多様な魅力が詰まったまちなかを歩いて楽しいまちにするため、歩きやすさを確保しながら、まちの特徴に合わせた景観等に配慮した回遊路を整備する。 中心市街地全体の魅力及び賑わいの創出に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
(3) ～移設					【事業名】 まちなみ整備事業 【内容】 町家等の維持・保全及び復元への助成を行い、まちなみ整備を推進する 【実施時期】 平成 25 年度～令和 4 年度	長崎市	長崎の和風の文化を色濃く残す中島川・寺町地区において、長崎独自の「和」の雰囲気を感じられるまちづくりのため、町家の維持・保全等に対して助成する。 地域の魅力向上による観光振興が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【事業名】 公共トイレ整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 公共トイレ整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) ～移設					【事業名】 都市計画道路長崎駅中央通り線街路整備事業 【内容】 長崎駅周辺地区における幹線道路網の形成を図るため、既存道路の拡幅改良を行う(L=60m) 位置：尾上町ほか	長崎市	都市計画道路長崎駅中央通り線は、国道と長崎駅周辺地区、浦上川線を結ぶ幹線道路であり、交通渋滞の緩和や長崎駅周辺の回遊性の向上に寄与する事業である。 国際観光都市長崎の玄関口に相応しい都市拠点を形成し、快適な回遊拠点、交通環境の改善などを基本に整備を行うことは、まちなかの賑わいの創出と		

【事業名】 幸町・茂里町周辺道路整備 事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 汚水管渠・下水処理場等整 備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 県立図書館郷土資料セン ター(仮称)整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 長崎スタジアムシティ整 備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 県庁舎跡地活用事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 交流拠点施設整備事業 [再掲] 【内容】 交流人口の拡大による地域経済の活性化を図るため、国内外から多くの来訪者呼び込むとともに市民交流を促進する MICE 施設と都市ブランド向上に向けたホテル及び地域の賑わいと活力を生み出す民間収益施設からなる交流拠点施設の整備を行う 位置：尾上町 【実施時期】 平成 27 年度～令和 3 年度	長崎市	新長崎駅西側の用地において、学会や会議、地域住民が交流できるイベントなどを開催できる交流拠点施設を建設し、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図る。 人が集まりやすく、交通アクセスに優れた中心市街地に交流拠点施設を設置する本事業は、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 都市構造再編 集中支援事業 [国土交通省] 【実施時期】 令和 2～3 年度	

【事業名】 幸町・茂里町周辺道路整備 事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 汚水管渠・下水処理場等整 備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 県立図書館郷土資料セン ター(仮称)整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 長崎スタジアムシティ整 備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 県庁舎跡地活用事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(4) からの移設				

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(3) への移設</u>				
【事業名】 新文化施設整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 (仮称)こどもセンター整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 社会福祉会館建替え事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 市庁舎跡地活用事業 [再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 県庁舎跡地活用事業 [再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

略

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 交流拠点施設整備事業 [再掲] 【内容】 交流人口の拡大による地域経済の活性化を図るため、国内外から多くの来訪者を呼び込むとともに市民交流を促進する MICE 施設と都市ブランド向上に向けたホテル及び地域の賑わいと活力を生み出す民間収益施設からなる交流拠点施設の整備を行う 位置：尾上町 【実施時期】 平成 27 年度～令和 3 年度	長崎市	新長崎駅西側の用地において、学会や会議、地域住民が交流できるイベントなどを開催できる交流拠点施設を建設し、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図る。 人が集まりやすく、交通アクセスに優れた中心市街地に交流拠点施設を設置する本事業は、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【事業名】 新文化施設整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 (仮称)こどもセンター整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 社会福祉会館建替え事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 市庁舎跡地活用事業 [再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 県庁舎跡地活用事業 [再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(3) に移設</u>				
<u>(3) に移設</u>				

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業 [再掲] 【内容】 第一種市街地再開発事業による商業・住宅・業務施設・駐車場の整備を行う 位置：新大工町及び伊勢町 面積：A=約 0.7ha 【実施時期】 平成 25 年度～令和 4 年度	新大工町地区市街地再開発組合	中心市街地の商業地である新大工町地区において、地区の核となる商業施設の再整備と併せて、住宅、業務施設、駐車場施設等を一体的に整備することで、賑わい再生を図る。 商業の活性化、回遊性の向上、定住人口の増加による賑わいの創出及び業務施設床の整備による雇用の創出に寄与し、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [国土交通省] 【実施時期】 令和 2～4 年度	
【事業名】 浜町地区市街地再開発事業 [再掲]	民間事業者	浜市商店街振興組合が位置する浜町地区は、まちぶらプロジェクトにおけるまちなか軸にあるため、商業機能を更新することで、まちなか全体への集客を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [国土交通省] 【実施時期】 令和 2～6 年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業 [再掲] 【内容】 第一種市街地再開発事業による商業・住宅・業務施設・駐車場の整備を行う 位置：新大工町及び伊勢町 面積：A=約 0.7ha 【実施時期】 平成 25 年度～令和 4 年度	新大工町地区市街地再開発組合	中心市街地の商業地である新大工町地区において、地区の核となる商業施設の再整備と併せて、住宅、業務施設、駐車場施設等を一体的に整備することで、賑わい再生を図る。 商業の活性化、回遊性の向上、定住人口の増加による賑わいの創出及び業務施設床の整備による雇用の創出に寄与し、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [国土交通省] 【実施時期】 令和 2～4 年度	
【事業名】 浜町地区市街地再開発事業 [再掲] 【内容】 浜市商店街振興組合のエリアにおいて、まちづくり方針に基づく第一種市街地再開発事業等による商業・住宅・駐車場の整備を行う 【実施時期】 平成 26 年度～	民間事業者	浜市商店街振興組合が位置する浜町地区は、まちぶらプロジェクトにおけるまちなか軸にあるため、商業機能を更新することで、まちなか全体への集客を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [国土交通省] 【実施時期】 令和 2～6 年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(2) ②からの移設</u>				
<u>(2) ②からの移設</u>				

<p>【内容】 浜市商店街振興組合のエリアにおいて、まちづくり方針に基づく第一種市街地再開発事業等による商業・住宅・駐車場等の整備を行う</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度～</p>	<p>って中核を占める存在であるため、商業施設等の再整備による魅力向上により、まちなか全体の賑わい再生につなげる。</p> <p>浜町地区の商業機能を更新することで、まちなか全体への集客を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>業等) [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 令和 2～6 年度</p>
--	---	---

(4) 国の支援措置がないその他の事業
略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業
略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 中心市街地頑張る商店街ステップアップ事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 Nagasakiまちなか文化祭事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 長崎さるく (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 長崎帆船まつり (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 長崎くんち (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 長崎郷土芸能大会 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 長崎居留地まつり (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

--	--	--	--	--

(4) 国の支援措置がないその他の事業
略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業
略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 中心市街地頑張る商店街ステップアップ事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 Nagasakiまちなか文化祭事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 長崎さるく (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 長崎帆船まつり (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 長崎くんち (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 長崎郷土芸能大会 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 長崎居留地まつり (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

【事業名】 東山手・南山手地区魅力向上事業 [再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 東山手・南山手地区魅力向上事業 [再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 長崎ベイサイドマラソン & ウオーク (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 長崎ベイサイドマラソン & ウオーク (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 長崎ランタンフェスティバル (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 長崎ランタンフェスティバル (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 中島川周辺活性化事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 中島川周辺活性化事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 観光イルミネーション事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 観光イルミネーション事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 長崎ペーロン選手権大会 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 長崎ペーロン選手権大会 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 まちなか再生推進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 まちなか再生推進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 長崎開港 450 周年記念事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 長崎開港 450 周年記念事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 ながさきエコライフ・フェスタ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 ながさきエコライフ・フェスタ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 ながさき実り・恵みの感謝祭 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 ながさき実り・恵みの感謝祭 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 商店街持続化推進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 商店街持続化推進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 まちなか商店街誘客事業 【内容】 小売業・飲食店を営む小規模事業者が行う外国人観光客等の誘客促進及び消費拡大への取組みを支援する 【実施時期】 平成 27 年度～	長崎市	世界新三大夜景の認定や2つの世界遺産登録を背景に、国内外からの観光客の増加が見込まれる中、これらの観光客を観光地だけでなく、まちなかの商店街へ誘客し、受け入れる体制を整備することが、中心市街地の活性化に大きく寄与する。 本事業においては、外国人観光客等の受け入れに関して現状の課題を分析し、課題解決に向けた取り組みを行う個店等を支	【措置の内容】 <u>中心市街地活性化ソフト事業</u> 【総務省】 【実施時期】 <u>令和2年7月～7年3月</u>	<u>区域内</u>	<u>(3) からの移設</u>				

		援し、外国人観光客等をまちなか商店街へ誘客しようとするものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【事業名】 中心市街地公園整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(3) ～移設</u>				
<u>(3) ～移設</u>				

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業 [再掲] 【内容】 第一種市街地再開発事業による商業・住宅・業務施設・駐車場の整備を行う 位置：新大工町及び伊勢町 面積：A=約0.7ha	新大工町地区市街地再開発組合	中心市街地の商業地である新大工町地区において、地区の核となる商業施設の再整備と併せて、住宅、業務施設、駐車場施設等を一体的に整備することで、賑わい再生を図る。 商業の活性化、回遊性の向上、定住人口の増加による賑わいの創出及び業務施設床の整備による雇用の創出に寄与し、中心市	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [国土交通省] 【実施時期】 令和2～4年度	

【事業名】 中心市街地公園整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業 [再掲] 【内容】 第一種市街地再開発事業による商業・住宅・業務施設・駐車場の整備を行う 位置：新大工町及び伊勢町 面積：A=約0.7ha 【実施時期】 平成25年度～令和4年度	新大工町地区市街地再開発組合	中心市街地の商業地である新大工町地区において、地区の核となる商業施設の再整備と併せて、住宅、業務施設、駐車場施設等を一体的に整備することで、賑わい再生を図る。 商業の活性化、回遊性の向上、定住人口の増加による賑わいの創出及び業務施設床の整備による雇用の創出に寄与し、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [国土交通省] 【実施時期】 令和2～4年度	
【事業名】 浜町地区市街地再開発事業 [再掲] 【内容】 浜市商店街振興組合のエリアにおいて、まちづくり方針に基づく第一種市街地再開発事業等による商業・住宅・駐車場の整備を行う 【実施時期】 平成26年度～	民間事業者	浜市商店街振興組合が位置する浜町地区は、まちぶらプロジェクトにおけるまちなか軸において中核を占める存在であるため、商業施設等の再整備による魅力向上により、まちなか全体の賑わい再生につなげる。 浜町地区の商業機能を更新することで、まちなか全体への集客を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [国土交通省] 【実施時期】 令和2～6年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(2) ②からの移設</u>				

<p>【実施時期】 平成 25 年度～令和 4 年度</p>		街地の活性化に必要な事業である。							
<p>【事業名】 浜町地区市街地再開発事業 [再掲]</p> <p>【内容】 浜市商店街振興組合のエリアにおいて、まちづくり方針に基づく第一種市街地再開発事業等による商業・住宅・駐車場等の整備を行う</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度～</p>	民間事業者	<p>浜市商店街振興組合が位置する浜町地区は、まちぶらプロジェクトにおけるまちなか軸にあって中核を占める存在であるため、商業施設等の再整備による魅力向上により、まちなか全体の賑わい再生につなげる。</p> <p>浜町地区の商業機能を更新することで、まちなか全体への集客を促進することにつながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 令和 2～6 年度</p>						
<p>【事業名】 環長崎港夜間景観整備事業</p> <p>【内容】 長崎の夜景の更なる魅力向上を図るため、環長崎港夜間景観向上基本計画に基づき、施設のライトアップなど「中・近景の夜間景観づくり」と「遠景の夜のみがき」を行う</p> <p>【実施時期】 平成 29 年度～令和 7 年度</p>	長崎市	<p>歴史的建造物や観光施設等のライトアップとそれらをつなぐ回遊路の街路灯等の整備を行う「中・近景の夜間景観づくり」と、斜面市街地の灯りの整備や港に映り込む光による水際線の顕在化を図る「遠景の夜のみがき」により、夜景観光の魅力が向上することで、交流人口の拡大による賑わい創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 都市構造再編集中支援事業 [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 令和 2～4 年度</p>						
<p>【事業名】 若年者雇用促進事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)					
<p><u>(2) ①に移設</u></p>									
<p>【事業名】 若年者雇用促進事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)					
<p>【事業名】 まちなか商店街誘客事業</p> <p>【内容】 小売業・飲食店を営む小規模事業者が行う外国人観光客等の誘客促進及び消費拡大への取組みを支援する</p> <p>【実施時期】 平成 27 年度～</p>	長崎市	<p>世界新三大夜景の認定や2つの世界遺産登録を背景に、国内外からの観光客の増加が見込まれる中、これらの観光客を観光地だけでなく、まちなかの商店街へ誘客し、受け入れる体制を整備することが、中心市街地の活性化に大きく寄与する。</p> <p>本事業においては、外国人観光客等の受け入れに関して現状の課題を分析し、課題解決に向けた取り組みを行う個店等を支援し、外国人観光客等をまちなか商店街へ誘客しようとするものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 地方創生推進交付金 [内閣府]</p> <p>【実施時期】 令和 2～6 年度</p>						
<p><u>(2) ②からの移設</u></p>									
<p><u>(4) からの移設</u></p>									

【事業名】 まち MICE プロジェクト (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 長崎平和マラソン (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 商店街賑わい整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(3) へ移設</u>				
【事業名】 企業立地推進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 市民トイレ活用事業 [再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

- [1] 略
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) ~ (3) 略

(4) 開催状況

第1回長崎市中心市街地活性化協議会《設立総会》(平成26年8月28日)

- ・長崎市中心市街地活性化協議会規約(案)について
- ・長崎市中心市街地活性化協議会構成員(案)について
- ・長崎市中心市街地活性化協議会役員選任について

第2回長崎市中心市街地活性化協議会(平成26年10月2日)

【事業名】 まち MICE プロジェクト (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 長崎平和マラソン (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 商店街賑わい整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 環長崎港夜間景観整備事業	長崎市	歴史的建造物や観光施設等のライトアップとそれらをつなぐ回遊路の街路灯等の整備を行う「中・近景の夜間景観づくり」と、斜面市街地の灯りの整備や港に映り込む光による水際線の顕在化を図る「遠景の夜景みがき」により、夜景観光の魅力が向上することで、交流人口の拡大による賑わい創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【内容】 長崎の夜景の更なる魅力向上を図るため、環長崎港夜間景観向上基本計画に基づき、施設のライトアップなど「中・近景の夜間景観づくり」と「遠景の夜景みがき」を行う				
【実施時期】 平成29年度～令和7年度				
【事業名】 企業立地推進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 市民トイレ活用事業 [再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

- [1] 略
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) ~ (3) 略

(4) 開催状況

第1回長崎市中心市街地活性化協議会《設立総会》(平成26年8月28日)

- ・長崎市中心市街地活性化協議会規約(案)について
- ・長崎市中心市街地活性化協議会構成員(案)について
- ・長崎市中心市街地活性化協議会役員選任について

第2回長崎市中心市街地活性化協議会(平成26年10月2日)

- ・長崎市中心市街地活性化基本計画の素案について
- ・その他

第3回長崎市中心市街地活性化協議会（平成26年11月14日）

- ・長崎市中心市街地活性化基本計画（案）について
- ・その他

【平成27年度】

第1回長崎市中心市街地活性化協議会（平成27年4月13日）

- ・平成26年度事業報告（案）について
- ・平成27年度事業計画（案）・予算（案）について
- ・その他

第2回長崎市中心市街地活性化協議会（平成27年11月17日）

- ・長崎市中心市街地活性化協議会副会長及び委員の変更について
- ・長崎市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
- ・主要事業について
- ・経済産業省における中心市街地活性化関連施策の概要について
- ・その他

【平成28年度】

第1回長崎市中心市街地活性化協議会（平成28年4月28日）

- ・委員の選任（案）及び委員の選任について
- ・平成27年度事業報告（案）及び収支決算（案）について
- ・平成28年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画フォローアップに対する意見について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・その他

【平成29年度】

第1回長崎市中心市街地活性化協議会（平成29年4月26日）

- ・平成28年度事業報告及び収支決算について
- ・平成29年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画フォローアップに対する意見について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・その他

第2回長崎市中心市街地活性化協議会（平成30年1月16日）

- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・長崎市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
- ・その他

【平成30年度】

第1回長崎市中心市街地活性化協議会（平成30年4月26日）

- ・役員の選任について
- ・構成員の加入について

- ・長崎市中心市街地活性化基本計画の素案について
- ・その他

第3回長崎市中心市街地活性化協議会（平成26年11月14日）

- ・長崎市中心市街地活性化基本計画（案）について
- ・その他

【平成27年度】

第1回長崎市中心市街地活性化協議会（平成27年4月13日）

- ・平成26年度事業報告（案）について
- ・平成27年度事業計画（案）・予算（案）について
- ・その他

第2回長崎市中心市街地活性化協議会（平成27年11月17日）

- ・長崎市中心市街地活性化協議会副会長及び委員の変更について
- ・長崎市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
- ・主要事業について
- ・経済産業省における中心市街地活性化関連施策の概要について
- ・その他

【平成28年度】

第1回長崎市中心市街地活性化協議会（平成28年4月28日）

- ・委員の選任（案）及び委員の選任について
- ・平成27年度事業報告（案）及び収支決算（案）について
- ・平成28年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画フォローアップに対する意見について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・その他

【平成29年度】

第1回長崎市中心市街地活性化協議会（平成29年4月26日）

- ・平成28年度事業報告及び収支決算について
- ・平成29年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画フォローアップに対する意見について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・その他

第2回長崎市中心市街地活性化協議会（平成30年1月16日）

- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・長崎市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
- ・その他

【平成30年度】

第1回長崎市中心市街地活性化協議会（平成30年4月26日）

- ・役員の選任について
- ・構成員の加入について

- ・平成 29 年度事業報告及び収支決算について
- ・平成 30 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画フォローアップに対する意見について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・その他

第 2 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 31 年 2 月 5 日）

- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の主要事業の進捗状況について
- ・その他

【令和元年度】

第 1 回長崎市中心市街地活性化協議会（令和元年 4 月 26 日）

- ・平成 30 年度事業報告及び収支決算について
- ・平成 31 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画フォローアップに対する意見について

第 2 回長崎市中心市街地活性化協議会（令和元年 8 月 28 日）

- ・第 2 期長崎市中心市街地活性化基本計画（素案）及び認定取得に向けたスケジュールについて
- ・その他

第 3 回長崎市中心市街地活性化協議会（令和元年 9 月 27 日）

- ・第 2 期長崎市中心市街地活性化基本計画（原案）について

【令和 2 年度】

長崎市中心市街地活性化協議会からの書面による意見聴取（令和 2 年 6 月 8 日）

- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画（第 2 期）の変更に対する意見について

(5) 略

[3] 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] ~ [3] 略

[4] 都市機能の集積のための事業等

中心市街地への都市機能の集積に向けて、前述の 4 から 8 に掲げた事業を行う。

4. 市街地の整備改善のための事業

・削除

- ・新市庁舎建設事業

・削除

- ・唐人屋敷頭在化事業

・削除

- ・銅座川プロムナード整備事業（街路）
- ・都市計画道路新地町稲田町線街路整備事業[出島・南山手地区]
- ・市道籠町稲田町 1 号線電線共同溝整備事業
- ・公共下水道事業

- ・平成 29 年度事業報告及び収支決算について
- ・平成 30 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画フォローアップに対する意見について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・その他

第 2 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 31 年 2 月 5 日）

- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の主要事業の進捗状況について
- ・その他

【令和元年度】

第 1 回長崎市中心市街地活性化協議会（令和元年 4 月 26 日）

- ・平成 30 年度事業報告及び収支決算について
- ・平成 31 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画フォローアップに対する意見について

第 2 回長崎市中心市街地活性化協議会（令和元年 8 月 28 日）

- ・第 2 期長崎市中心市街地活性化基本計画（素案）及び認定取得に向けたスケジュールについて
- ・その他

第 3 回長崎市中心市街地活性化協議会（令和元年 9 月 27 日）

- ・第 2 期長崎市中心市街地活性化基本計画（原案）について

新規追加

(5) 略

[3] 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] ~ [3] 略

[4] 都市機能の集積のための事業等

中心市街地への都市機能の集積に向けて、前述の 4 から 8 に掲げた事業を行う。

4. 市街地の整備改善のための事業

・新大工町地区市街地再開発事業

- ・新市庁舎建設事業

・浜町地区市街地再開発事業

- ・唐人屋敷頭在化事業

・長崎駅周辺土地区画整理事業

- ・銅座川プロムナード整備事業（街路）
- ・都市計画道路新地町稲田町線街路整備事業[出島・南山手地区]
- ・市道籠町稲田町 1 号線電線共同溝整備事業
- ・公共下水道事業

略

7. 経済活力向上のための事業

- ・第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定
- ・中心市街地頑張る商店街ステップアップ事業
- ・長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業
- ・Nagasaki まちなか文化祭事業
- ・長崎さるく
- ・長崎帆船まつり
- ・長崎くんち
- ・長崎郷土芸能大会
- ・長崎居留地まつり
- ・東山手・南山手地区魅力向上事業 [再掲]
- ・長崎ベイサイドマラソン&ウオーク
- ・長崎ランタンフェスティバル
- ・中島川周辺活性化事業
- ・観光イルミネーション事業
- ・長崎ペーロン選手権大会
- ・まちなか再生推進事業
- ・長崎開港 450 周年記念事業
- ・ながさきエコライフ・フェスタ
- ・ながさき実り・恵みの感謝祭
- ・商店街持続化推進事業
- ・まちなか商店街誘客事業
- ・中心市街地公園整備事業
- ・新大工町地区市街地再開発事業[再掲]
- ・浜町地区市街地再開発事業[再掲]
- ・環長崎港夜間景観整備事業
- ・若年者雇用促進事業
- ・削除
- ・まちMICEプロジェクト
- ・長崎平和マラソン
- ・商店街賑わい整備事業
- ・削除
- ・企業立地推進事業
- ・市民トイレ活用事業[再掲]

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業

略

1 1. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

略

1 2. 認定基準に適合していることの説明

略

略

7. 経済活力向上のための事業

- ・第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定
- ・中心市街地頑張る商店街ステップアップ事業
- ・長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業
- ・Nagasaki まちなか文化祭事業
- ・長崎さるく
- ・長崎帆船まつり
- ・長崎くんち
- ・長崎郷土芸能大会
- ・長崎居留地まつり
- ・東山手・南山手地区魅力向上事業 [再掲]
- ・長崎ベイサイドマラソン&ウオーク
- ・長崎ランタンフェスティバル
- ・中島川周辺活性化事業
- ・観光イルミネーション事業
- ・長崎ペーロン選手権大会
- ・まちなか再生推進事業
- ・長崎開港 450 周年記念事業
- ・ながさきエコライフ・フェスタ
- ・ながさき実り・恵みの感謝祭
- ・商店街持続化推進事業
- ・新規追加
- ・中心市街地公園整備事業
- ・新大工町地区市街地再開発事業[再掲]
- ・浜町地区市街地再開発事業[再掲]
- ・新規追加
- ・若年者雇用促進事業
- ・まちなか商店街誘客事業
- ・まちMICEプロジェクト
- ・長崎平和マラソン
- ・商店街賑わい整備事業
- ・環長崎港夜間景観整備事業
- ・企業立地推進事業
- ・市民トイレ活用事業[再掲]

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業

略

1 1. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

略

1 2. 認定基準に適合していることの説明

略